

健康福祉委員会会議記録

1. 日 時 令和7年2月28日(水) 午前10時
1. 場 所 第2委員会室
1. 出席委員

委員長	西	村	敦
副委員長	ほ	と	だ
委員	野	口	じゅん
〃	沢	田	あきひと
〃	太	田	丈之
〃	川	畑	いつこ
〃	と	く	たけ
〃	と	く	たけ
〃	純	平	
〃	つ	ち	や
〃	正	順	
〃	増	田	好秀
〃	竹	内	清海
〃	加	藤	武央

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

こども部長	山	室	繁	央
こども部次長	杉	山	育	子
こども施策課長	井	上	雄	一
ぴあぱーく妙典こども 施設開設準備担当室長	齋	藤	葉	子
こども家庭相談課長	須	賀	裕	子
発達支援課長	内	池	清	香
子育て給付課長	栃	澤	大	介
こども施設入園課長	富	永	進	也
幼保施設計画課長	長	谷	川	皇
幼保施設管理課長	田	中	英	一
幼保施設管理課副参事	渡	邊	眞	理
福祉部長	鷺	沼		隆

福祉部次長	寺島 崇
地域包括支援課長	奥野 真一郎
介護保険課長	尾瀬 太一
障がい者支援課長	加藤 俊也
保健部長	横山 京子
保健部次長	樋口 智昭
保健医療課長	小森 裕治
健康支援課長	坂井 創一
疾病予防課長	佐藤 美奈
国民健康保険課長	矢部 誠
斎場霊園管理課長	林 一茂
斎場建設課長	柳澤 義行

1. 会議に付した事件

- (1) 議案第60号 令和7年度市川市一般会計予算のうち本委員会に付託された事項

第1条	第2項	歳出	第2款	総務費のうち別紙1、2記載の経費
〃	〃	〃	第3款	民生費のうち第1項第4目国民年金費を除く全部
〃	〃	〃	第4款	衛生費のうち第1項保健衛生費
第3条	繰越明許費の補正の追加のうち民生費			

- (2) 議案第61号 令和7年度市川市国民健康保険特別会計予算
(3) 議案第63号 令和7年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
(4) 議案第62号 令和7年度市川市介護保険特別会計予算
(5) 所管事務調査

会 議 概 要

午前10時開議

○西村 敦委員長 ただいまから健康福祉委員会を開会する。

○西村 敦委員長 議案第60号令和7年度市川市一般会計予算のうち、本委員会に付託された事項を議題とし、2月27日の議事を継続する。

これより第3款民生費第2項児童福祉費について質疑を行うが、質疑、答弁に当たっては、予算書のページ数及び項目を明示願う。

質疑はないか。

○沢田あきひと委員 215ページの18節、結婚準備・新婚生活住まい応援補助金について伺う。

○西村 敦委員長 1点でよいか。

○沢田あきひと委員 総括から一問一答で質疑する。

まず1点目、今回の提案内容が、事業目的である若者たちが結婚しやすい環境をつくるとともに、将来的に子育て世帯となる若者を本市に呼び込み住み続けてもらうことで少子化対策促進を図るとのことであるが、結婚前から支援することで必ず定住促進が図れる、その根拠を伺う。

2点目、若い人、もし大学生が申請して、その後、別れるかもしれない、1年後にいるかどうか分からない場合はどうするのか伺う。

3点目、結婚から子育て支援の充実をと言うのであれば、議場で出生率の話が出ていたが全ての回答にはなっていないと思う。出産を前提とするならば、同じ性でも私は構わないが、出生率を上げることに同じ性の方がつながらないと思う市民もいると思われる。そのような市民に対してどのような説明をするのか。

次に、4番目、悪用を考える人がいるかもしれない。不正に利用されないように、対策としてどのように取り組むか、詳細を伺う。

以上4点伺う。

○こども施策課長 215ページ、第18節負担金補助及び交付金の結婚準備・新婚生活住まい応援事業、住まい応援補助金に関する御質疑にお答えする。

1つ目、定住促進につながるかであるが、この制度をきっかけに、市川市にまず住んでいただき、市川市の街そのもののよいところ、これまでも実施しているいろいろな子育てに関する施策を実感し、いいところだと思っただけのことによって長く住んでいただけると考えているので、この事業がきっかけになるものとする。

次が、学生に関する質疑であるが、婚姻は18歳以上でできるので、学生を特に除外するものではない。実際に学生が来た場合は、不動産の契約者が保護者ではなくて御本人であること、あるいは賃料などを御自分でお支払いしていること、住民票についても、親のところに住民票があるのではなくて現在の居住地に異動していること、もちろん年齢についても確認するが、そのようなことを確認していきたいと考えている。

出産につながらない場合であるが、当然、婚姻とのことで、最終的にはお二方の御意思で決まるものだと思っている。また、出産に限っても、御意思もあり、子どもが生まれない方もいると思う。結婚して子育てしやすい環境をつくることに目的を置いているので、生まれなかったから駄目ではなく、あくまで御本人たちの御意思で決めていただくことと思っている。

最後に、不正対策であるが、まず補助金を申請する際の確認事項として、住民票を2人とも移していること、また、賃貸契約書において契約者と同居人としてお2人の記載があること、また、申請時に一定期間、本市に定住する御意思があることを面談時には確認させてもらう。また、戸籍において、他の婚姻関係がないことについても併せて確認する。また、申請の方法であるが、郵送やメール、ウェブサイトからの申請ではなく、窓口まで直接必要書類を御持参いただき、その際に職員から説明させてもらい、御意思や申請の状況、あるいは居住の状況など、直接確認させてもらうこととする。また、補助金交付の際には、3か月に1回交付することとし、居住の実態等を確認してからお支払いすることとする。

なお、申請者に対して本市は、申請後、必要に応じて電話や訪問等により現在の状況を確認することについて御承諾をいただくようにする。

○沢田あきひと委員 まず、1番目の回答で、定住促進を図ることを主眼としているということとともに、結婚と子育てのどちらの側面もあるということか。

○こども施策課長 本事業の目的のそもそもは、若者たちを支援したいところからスタートしているが、その中で、若者の定住促進と少子化対策を併せ持ったものと考えている。

○沢田あきひと委員 2番目については、そういう回答だろうと思っていたので理解した。

3番目も理解した。

4番目について再質疑させてもらうが、申請後、追跡調査等を行うことが必須であると考え市民の方もいると思うが、その提示について、結婚と出産までの

2 つについての調査と検討をしっかりと行うとのことでいいか。

○**こども施策課長** 委員おっしゃるとおりである。この事業の効果の検証も含めて、その後の状況については確認することになっている。

○**沢田あきひと委員** 理解した。様々な理由があるにせよ、結婚の晩婚化、未婚化が進み、若者の結婚、出産のリスクを軽減しなければ少子化は止まらない状況であるとの御説明を聞いて理解した。市民の皆様から大切な財源を1円たりとも無駄にせず、若者たちへの支援向上のためしっかり追跡、検討を願う。

○**野口じゅん委員** 2項目を挙げて、その後、一問一答で。

215ページの18節の結婚準備・新婚生活住まい応援補助金について、2点質疑する。まず、確認として、代表質問の中でカップルが別れた場合に返金を求めないとの話があったが、例えば新婚生活で結婚後すぐに離婚した場合も返金を求めないとのことか、答弁願う。

○**こども施策課長** 215ページ、負担金補助及び交付金の結婚準備・新婚生活住まい応援補助金に関する御質疑についてお答えする。結婚後すぐに離婚された場合についても返金は求めないこととしている。

○**野口じゅん委員** 分かった。

次の質疑をする。新しい流れの代表質問の中で、同じ性別の方に対する補助をすることが違法にならないかとの質問の中で、他市の例があるので大丈夫だと答弁があったと思う。他市の例が挙がるということは、恐らく新婚生活住まい応援補助金の答弁だったと思うが、私の代表質問の答弁の中では、結婚を目指すカップルとの言葉があったので、これは結婚準備のほうのことを言われているのだと思ったが、代表質問で行ったパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の届出者を対象にするのは、この結婚準備と新婚生活の2つのどちらの補助金について対象にするのか伺う。

○**こども施策課長** パートナーシップ及びファミリーシップの届出済みの方については、結婚準備のほうで対象とする。

○**野口じゅん委員** 理解した。

○**竹内清海委員** 215ページ、18節の今話題に出ている部分と、その前の保育士確保対策事業補助金4億2,400万円とかなり高額であるが、名目のとおり、保育士を確保するための補助金だと思う。この2点伺う。目標としている確保したい人数と、これだけの金額の予算をどのような形で使っていくのか。例えば住居手当などで、保育士になったときに手当するのか、その辺を細かく伺う。

もう1点、結婚準備・新婚生活住まい応援補助金であるが、結婚準備住まい応援

援事業で230件、新婚生活住まい応援事業で360件が上がっているが、この補助金は両方対象になる方を、事前の理事者の答弁の中で市の職員が面接をするとのことであるが、誰が、何名ほどで、どのような項目をチェックしていくのか伺う。

○こども施設入園課長 215ページの保育士確保対策事業補助金について回答する。

まず、1点目、目標としている人数についてであるが、実は、具体的な目標の人数はない。ただ、この保育士確保対策事業は、委員おっしゃったとおり、当初予算で4億2,400万円と非常に桁が大きな額であるが、実はこの事業の中に子事業として7事業ある。とりわけ一番大きいのが、先ほど委員がおっしゃったとおり、保育士宿舍借上げ支援事業があり、保育士が入居する宿舍、アパートやマンションなどを法人が借り上げる際の経費を補助するものである。これは令和7年度当初予算で680人を対象としており、これだけで3億8,300万円ほどかかっている。この事業は先般からも実施しており、令和3年度決算で申し上げると586人、令和4年度決算では609人、令和5年度決算では642人、令和7年度当初680人と確実に数字が伸びており、本市の保育士確保対策事業には非常に重要なもので、今後も継続していきたいと考えている。

そのほかにも金額として非常に大きなものは、保育士の就業開始資金支給事業で、これは保育施設が就業を開始する保育士に対して支給する経費の一部を補助するものであり、保育士1人当たり上限10万円を補助している。これも令和7年度当初予算で210人、2,100万円ほどを想定している。保育士確保対策事業なのでほかにも事業がある。例えば保育士の仕事の負担軽減をするようなものもあるので、市川市で保育士をしたい方が少しでも増えるように今後も考えていきたい。

○竹内清海委員 各年度かなりの人数を採用してきているが、かなり辞めていくのも事実だと思う。今、市川市は総体的に何名ぐらいまだ不足しているのか。読めない部分もあると思うが、680人というかなり多くの人数を採用しようとのことで、これを達成すればほぼ各保育園の人材不足を解消できるのかお聞かせいただきたい。

○こども施設入園課長 私どもこども施設入園課では、認可保育園の運営費もお支払いするが、運営費の中で確認させてもらう事項として、いわゆる国の保育士の配置基準がきちんと達成されているかを確認している。運営費をお支払いする意味で、最低限必要な保育士が確保されているかは毎月確認しているところである。その際にも、やはり最低基準の保育士なので、それ以外にも配置基準上でも多くの保育士を確保することによって保育の質を上げていきたい、そういう意味

合いで保育士確保対策事業も考えているので、最低限の保育士は確保しているものとの認識である。

○竹内清海委員 最後に、どうしても保育士がいなくて予定の定員まで確保できない保育園が実際には結構あると聞いているが、そういう保育園がどの程度あるのか伺う。

○こども施設入園課長 こども施設入園課では、確かに保育園の入園の手続、利用調整を行っているが、今ちょうどまさに4月の申請をしている。私も全ての園を把握できているわけではないが、今委員がおっしゃったとおり、保育士の不足によって一時的に入園を受けられない状態があることは承知している。

○竹内清海委員 私も聞き及んでいるところもあるが、採用するのに特定してそこに行ってほしいというのは難しいと思うが、不足のところは、何か要望等があったらしっかりと受け入れて、ぜひ聞いていただきたい。

次に、結婚準備のほうを伺う。

○こども施策課長 215ページ、第18節負担金補助及び交付金の結婚準備・新婚生活住まい応援補助金についての御質疑にお答えする。

まず、面談をする職員であるが、私どもこども施策課の職員が面談を行うことを考えている。人数は、状況にもよるが、できれば複数名がいいと思っている。

面談での確認事項であるが、まずは提出書類の確認をする。具体的には、申請書や住居の賃貸契約書の写し、敷金、礼金、仲介手数料の支払いを確認できる書類、あとは、2人の課税証明書または非課税証明書、2人の戸籍全部事項証明書あるいはパートナーシップの届出の写し等を確認する。あとは、面談の際には結婚を見据えて、あるいは結婚を機に本市に一定期間お住まいになる御意思があるかどうか、申請書類をチェックしていただくようなことを考えている。

また、あわせて、補助金の交付決定後も本市から必要に応じて御連絡したり、状況を確認することについて、事前にこの段階で御承諾いただこうと思っている。さらに、市川市はいろいろな子育て施策を行っているので、この機会に併せてそういう紹介もできればと考えている。

○竹内清海委員 書類で10項目以上あるかも分からないが、ただそのチェックだけで認めるのは、すこし簡単なのかなと私は思うが、それはそれとして、きちんと1項目ずつ確認していただきたいと思う。入った後いきなり別れてしまっても分からないので、本当はそこに住んでいるかがチェックできるような、例えば賃貸契約の不動産会社との連絡など、そのようなチェックができるか私は非常に心配である。また、市の職員は、これだけ大変な事業なので責任もあると思う。そ

ういう意味で、大変かもしれないが、ただのチェック項目だけでさっと入るだけということに、信用という部分もあるが、事後の確認方法が何か考えられればと思う。

○加藤武央委員 2問で、同じ215ページの子育て世帯の同居と近居の1,440万円と、その2つ下の結婚準備、新居の2問を取り上げたい。1問1答で行う。

まず、子育て世帯の件に関して1,440万円、これは昨年より約560万円近く減っている。この次の質疑にも絡むが、私はすばらしい案件だと思っていた。いい事業だと思っていて、親と同居はなかなか難しいが、近県に家を建てた場合の支援金が出る。これが560万円も減ってしまったことは、少子化や、このような結婚に対する状況の中で、同じように支援するべきものだと思っていたら減っている。まず、なぜ減らしたのか確認する。

○こども施策課長 215ページ、18節負担金補助及び交付金の子育て世帯同居・近居スタート応援補助金に関する御質疑についてお答えする。今年度の当初予算として100件を想定していたところである。しかしながら、昨日現在、申請件数が18件、うち近居が17件、同居が1件であった。市外から転入された方がそのうちの7件である。今のところの支出済額としては270万円である。

昨日も申し上げたが、建物が3月に完成する方もおり、3月は一番転入が多い時期だと思っているので若干件数は増えると思うが、この実績を基に7年度の予算を考えたところ、前年度よりは減額となった。新年度の予算1,440万円のうち年間80件を見込んで積算している。

○加藤武央委員 減らしたということが、私にとっては少子化に対する支援がないものだと思っている。今回は確かに少なかったかもしれないが、それはまだ知れ渡っていない可能性もある。実際これはPRしていないと思う。言い方は悪いが、同居の人は1件、それから近居の17件のうち7件が他市から来ている。このぐらいの金を出してくれるのであれば、市川市に住んでみたいとのことが、次に質疑する事業と同じようなシステムになっていると思う。そういったものも、PRさえあれば、もう少し市川市に住んでみたいとなると思う。この件に関しては、今回80件、1,440万円でもいいが、足りなかったらまた補正でも出してくれれば、私も大賛成なので、ぜひこの件に関してはよろしく願いたい。これは結構である。

次に、結婚準備と新婚生活の件に入るが、まずは、確認の意味で質疑するが、予算説明書を見ていると、結婚準備住まい応援事業と新婚生活住まい応援事業の2層になっている。その中で、1億36万5,000円が割り当てになっていると思うが、この国と市の予算の割り当てについてもう1度確認したい。

○こども施策課長 予算総額1億36万5,000円のうち、国からの金額が3,400万円、市川市の負担としては残りの6,636万5,000円になる。

○加藤武央委員 資料も見ているが、令和7年度に出すのが、市のほうが3,912万5,000円で230件、結婚生活のときには、国から6,124万円の負担が出るが、これはどのようなになっているか。

○こども施策課長 新婚生活住まい応援事業については、事業費としては6,124万円であるが、そのうちの3,400万円は国から交付金が出る形で、残りの金額が2,724万円であるが、こちらが市の負担分となる。

○加藤武央委員 承知した。そうすると、ここのところでさらに詳しく入ってきたいが、まず、結婚準備住まいの件は、結婚を見据えて同居する場合に二人に対して基本的に1年間契約をする中で、新規契約のときに5万円が補助されると。逆に、家賃も1年間だけ、毎月2万円払う事業である。

次に、今度は新婚生活になった場合には、新たにまたそこで新規に契約した場合は5万円、さらに1年間の家賃が2万円と2段階になっていると思うが、同居のまま行ってしまうと、転居しない限り新婚生活の補助金は出ないままで終わってしまう。その確認をする。

○こども施策課長 おっしゃるとおりで、新婚生活住まい応援事業、国からの交付金が出る事業については、新たな場所に転居した場合に対象になるので、結婚前の同居の段階から引き続き同じ住居に住み続ける、新たな転居を生じない場合については、新婚生活住まい応援事業の対象にはならない。

○加藤武央委員 確かに議場の部長答弁でも、できるだけ新たなところへ転居してもらい、その場合は案内すると同じことを答えている。これで理解はするが、同居でも、新たに新築で入る、アパートを借りるのでいいが、アパートは普通2年契約であるのに、なぜ1年のみにしたのか。その経緯を伺う。

○こども施策課長 本事業を検討するに当たって、期間については非常に議論を重ねたところである。定住の観点からいうと、長ければ長いほうがというところであるが、今回初めての事業で、金額、期間を設定する際に、可能な限り契約者の負担感を減らしてそれを実感してもらいたいところがあり1年間とした。委員おっしゃるとおり通常の契約は2年なので、2年までがあれかもしれないが、まずは1年間補助させてもらい、また、その効果等は検証し、それを踏まえて制度設計の際に改めて検討できたらいいと考えている。

○加藤武央委員 今、改めて検討するなどというのは、既に逃げている言葉だが、大体アパートを借りたりする場合は2年である。2年後には、また新たに行く場

合もある。転居する場合、それこそ結婚することになったときには、また新たにリセットしてお金がもらえるわけである。でも、そのままのところに継続して更新した場合には、もうこの補助金はないと。どこの部署が1年にしたのか私には分からないが、少し矛盾を感じた。

さらに、所得制限。二、三日、テレビ局で松戸市役所が取り上げられていたが、パートナーシップなどそのようなものは一切なくて、結婚者に対する支援でこのようなものがあると松戸市役所が取り上げられていたが、所得制限が松戸市では400万円以下であった。市川市は2人合わせて所得制限が600万円未満である。私も議員でも、所得となると1人大体850万円ぐらいである。収入は1,000万円を超えるが、所得だともっと減る。しかし、800万円前後の市川市議会議員からしたら、600万円未満は相当な2馬力である。ここに補助をするなら、松戸市のように400万円以下の所得のほうがよほど大変で、600万円だったら家賃が十分に払えるのではないかと。その確認はどのようにしたのか伺う。

○こども施策課長 所得制限の2人合計で600万円であるが、本市の補助対象となる年齢である39歳以下の方の平均年収が378万円、2人にすると2倍で平均年収が756万円。これを所得に換算すると570万円とのことで、平均ぐらいまでは補助対象としよう、2人合わせて所得で600万円に設定したところである。

○加藤武央委員 職員の39歳以下で平均を取ったとのことである。ここにも書いてあるが、本市の39歳以下の平均所得が600万円前後とのことであるが、私が今言った所得について考えた場合、市川市の39歳以下の職員で、本市から勤めている人はいるのか、結構東金などいろんなところから来ている人のほうが多いと思う。それは、前も言ったと思うが、家賃の場合はあまり変わらないと思うが、家を買う場合には、市川市の坪単価が高いから出て行ってしまふ。2人ぐらいだったら八、九万円。家を市内で建て居住しようとしたときは、坪単価によって高くなる。そうであれば、同じような金額ではなくて、結婚した場合、家へ子どもを入れた場合や、そういう場合に補助率が同じではおかしくないか。

子どもを育て上げるときに、部屋を1部屋増やしたりしなければいけないが、市川市内でアパートに住んでいる場合では2部屋だったのが、家を建てる場合は、子どもがいたら3部屋になるかもしれない。アパートを新しく借りたときのお金ではないのか、家を建てる時のお金ではないと思う。それに、これはできるだけ定住を求めているのではないのか。少子化と定住ではないのか。そのためには、同じような金額ではおかしいと思う。できれば、結婚準備住まいのところは外してもいいから、定住する人や、先ほど私が言った居住する場合、アパート入る場

合でもいいが、その人たちにもっと大きな金額を支援してもいいのではないかと
思うが、そういう考えは出なかったのか。

○こども施策課長 今回、事業を考えるに当たって、新婚生活のほうはもちろん
であるが、結婚前の段階から市川に住んでいただきたい思いもあったので、両方
を均等のような形に設定しているところである。

○加藤武央委員 この課か部かは知らないが、話をもんだときには、そのような
話は出なかったとのことでいいのか。今のままですばらしいと思って出してきた
案件なのか伺う。

○こども施策課長 事業の検討の際にはいろいろなパターンを出して、予算額も、
それに対する費用対効果も見ながらではあったが、そのような中で、最終的には
段差をつけないとなったところである。

○加藤武央委員 この事業がどんと今年から出るとする。出た場合に、230件と約
360件と、ある程度は予測しているわけである。これから入る人たちがアパートを
借りたい、結婚する前に同居をしたいという方が、市川市内には今230件近くは
いるとの解釈で住まい準備の230件と考えていいのか。どこからこの数字を読み上
げたのか伺う。

○こども施策課長 件数の算出に当たっては、特定の統計での調査は行っていな
いので、どれか1つの統計調査の結果をそのまま持ってきたわけではない。国の
統計調査や、あるいは市の人口の情報、あるいは民間企業の調査等も利用しなが
ら、それを組み合わせた形で件数を推計したところである。

○加藤武央委員 まとめると、定住促進と少子化対策の案件で出てきた提案だと
思うが、パートナーシップも同じように入っているこの中で、私は準備に関して、
議場でも13件と一緒に絡んでどうのこうのと述べていたが、パートナーシップの
ための少子化対策ではない。もしよければ、この準備のときに少子化をなくして
もらって、新婚生活なら私はありだと思うが、その前の同居の場合に少子化は合
わない。別にパートナーシップはパートナーシップで、私も一生懸命支援してい
る。公明党も、中村議員など、いろいろ取り上げて質問している。これはすばら
しいことだと思う、これはこれでやるべきである。これに同じように乗上げて
提案しては駄目である。このことをまずお願いしたい。

とにかく、まだまだこの案件、特に右側という言い方をしているのか分からな
いが、新婚生活住まい支援事業に対してはある程度認めるが、結婚準備住まい支
援事業に対しては、私に言わせれば時期尚早である。まだまだもむことがいっぱ
いあると思う。であるので、できれば私はこの件に関しては、この予算を削除す

るための修正動議を提出することも考えている。

このことを申し上げて終わりにする。

○ほととゆうな副委員長 項目を述べた上での一問一答でお願いします。結婚準備・新婚生活住まい応援補助金についてだけである。

まず、最初の質疑であるが、今、加藤委員がおっしゃったところであるが、制度として、今回プレウェディングに特化して話すと、まず、この事業が全国初で、先進事例がないところはメリットの一つだと思って、先駆けて行うところを私は素晴らしいことだと思っているので、やはり制度設計を丁寧にしていくところが今の課題だと思っている。他市からも呼び込めるところ、定住促進など非常によいと思っている。

今1年、2年との話があり、今回、単年度の事業になる可能性が高いと思っているが、初めての事業なので、まずこれを投げてみてどのような反響があるかを見てこの先を検討されていくと思う。今1年で事業を出しているが、実際の入居者から、今回この事業があったから家を借りたが、契約が2年なので例えばこのままもう1年延長してもらえないかと、この事業を2年目も延長してほしいとの要望の声が高まった場合に、柔軟に2年目も延長する可能性は検討してあるのか。

○こども施策課長 先ほども申し上げたが、補助金申請時、その後の状況確認を行うときに、併せて補助金があったことは住むきっかけになったのかアンケート等も取っていかうと考えている。その結果を含めて検証して、その後の事業については考えられたらと思っている。

○ほととゆうな副委員長 実際どうなるか分からないが、実際の利用者や、利用したい人のニーズを踏まえて、ぜひ柔軟に検討いただける体制は整えてもらいたい。

2点目、39歳以下と対象年齢を設定されているが、その理由について伺う。

○こども施策課長 年齢の設定については、国の交付金の対象年齢が39歳で線が引かれているので、それに合わせて39歳で設定した。

○ほととゆうな副委員長 例えば39歳もしくは40歳から話があった場合に、どのように答えるか検討されているか。

○こども施策課長 窓口にそのような方がいらした場合には、一旦は現状の制度を御説明して、今回は大変残念ながらとお答えせざるを得ないと思う。先ほどの繰り返しになるが、例えばそのような方が多いという状況があれば、制度の中で、国からの交付金は39歳以下となっているため市の負担にはなるが、年齢制限については市町村で策定できるので、そのあたりも含めて検討課題になるかと思う。

○ほとだゆうな副委員長 一番恐れていた答弁は、子どもを産める年齢かとの話が出てきたらどのようにしようかと警戒していたので安心した。

今回の施策について私の認識であるが、どうしても市町村、自治体は高齢者向けの施策が多いと若者は認識しているので、経済的に家を買うことが難しい若い世代に、市政に興味を持ってもらうことや、そのような若者に対して税制の恩恵を受けてもらうことで、自分たちもちゃんと見てもらっているとの認識が出てくるところがすごく大きなメリットだと思っている。今回若者で線を引いたとの理由であれば、それはそれで1ついい返事になると思っている。

次に、少子化対策の話があったが、同居したら子どもが生まれる、結婚したら子どもが生まれるとの思いがもしあるのであれば、それは時代に逆行していると思う。それは結果論であって、そこを求めての制度設計に関しては少しおいておかないといけないと思っている。そうなってくると、今回、少子化は、加藤委員が言ったように切り離しつつと思うが、結果論として、やはり子どもが増える可能性はあるわけなので、こども部が所管することに対して異論はない。ただ、今回、ダイバーシティ推進課、街づくり部、企画部といったところがするような施策なのではと感じたが、今後そのような部署と連携する可能性は考えているのか。

○こども施策課長 委員おっしゃるとおり、様々な効果を見込んでいくとそれだけ担当の部署も横断的になると思うので、引き続きそのあたりは連携を取って進めていけたらと考えている。当然、まちづくりのことや、企画部もそうで、連携を取っていく必要があると考えているので、我々だけで進められるものではないと思っている。

○ほとだゆうな副委員長 やはりLGBTQや、パートナーシップの話が出てしまうと、こども部がこの施策を抱えることに限界を感じる。答弁が苦しいのも当たり前だと思うので、これはぜひ今後ほかの部署との連携、要は広報に関してもこども部が抱えるのではなく、ほかの部署からの発信ももちろん検討いただいた上で、事業としては、若者への恩恵は大変必要なところである。私、実はこの制度を聞いたときに最初は無理があると思って、若者たちにそのほかにどのような代替案があるか考えたが、なかなか難しかったので、そのアプローチとして今回このような施策を全国初で始めることに関してはすばらしい試みだと思う。どうか制度設計をしっかりと整えていただき、全国に先駆けて若者の応援をしたいとの思いで進めてほしいと個人的には思っている。

○西村 敦委員長 次に移る。

○西村 敦委員長 次に、第2款総務費のうち、第1項第13目自動車管理費並びに第2項第2目賦課徴収費、第4款衛生費第1項保健衛生費並びに債務負担行為のうち第11段について説明を求めるが、説明に当たっては、特に新規事業のもの、前年度と比べ大幅に変わった点について説明願いたい。

〔国民健康保険課長、保健医療課長、健康支援課長、疾病予防課長、斎場建設課長、斎場霊園管理課長 説明〕

○西村 敦委員長 これより質疑に入るが、質疑、答弁に当たっては、ページ数、項目を明示されるようお願いしたい。

質疑はないか。

○増田好秀委員 初回総括2回目以降一問一答で11点伺う。

まず、157ページ、2款総務費2項徴収費第2目賦課徴収費のうち10節需用費で、伺いたい内容は、保険税賦課徴収事務費の27万7,000円で、消耗品費の内訳と積算根拠を伺う。

2点目、11節役務費の手数料のうち、特に購買関係手数料、保険税賦課徴収事務費のうち72万4,000円の内訳と積算根拠を伺う。

3点目、12節委託料のうち、特に伺いたいのはレッカー移動委託料、保険税賦課徴収事務費のうちの20万8,000円で、レッカー移動は、徴収するときに持っている車をレッカーする移動の委託料との認識で合っているのかを伺うのと、内訳と積算根拠を伺う。

4点目、245ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費の7節報償費である。講師謝礼金3万2,000円は何を行うのか、内訳、積算根拠を伺う。

5点目、249ページ、2目保健センター費7節報償費、講師謝礼金18万2,000円が出ているが、どのようなことを行うのか、内訳、積算根拠を伺う。

6点目、12節委託料、自殺対策相談委託料1,650万円、委託先はどのようなことを考えていて、内容はどのようなものか伺う。

7点目、255ページ、4目成人病予防費7節報償費の講師謝礼金10万4,000円、どのようなことを行うのか、内訳と内容、積算根拠を伺う。

8点目、17節備品購入費、事業用機械器具費79万円はどのようなものを買うのか、内訳、積算根拠を伺う。

9点目、259ページ、5目急病対策費17節備品購入費、事業用機械器具費183万7,000円は何を買うのか、積算根拠、内訳を伺う。

10点目、6目斎場費の10節需用費、売却品購入費260万7,000円。売却品購入費とはどのようなものを購入すると想定しているのか、内訳、積算根拠があれば伺

う。

11点目、最後、7目霊園費の263ページで、17節備品購入費、事業用機械器具費28万円は何を買うのか、内訳、積算根拠を伺う。

以上11点願する。

○国民健康保険課長 まず、国民健康保険と後期高齢者医療特別会計からの一般会計への組替え関係の御質疑にお答えする。

157ページ、消耗品のところで、今回、組替えを行う消耗品については、キングファイルが9箱、イーjistockケース20箱、データファイル20冊、以上で27万6,467円である。

手数料のうち公売の関係の内訳であるが、まず、取引履歴発行手数料22万9,218円、自動車査定料1万3,200円、これは1台分である。開錠費、鍵を開ける費用が1万2,600円、落札システム使用手数料は、自動車公売に関してインターネットで落札することができるが、その関係の手数料で1万5,000円、不動産公売に関する落札システムの手数料が15万円、不動産鑑定料として公売の手数料19万9,000円、以上に消費税を乗せたものが公売の内訳である。

それから、レッカー移動委託料は、レッカーに関しては、先ほどの委員のお見込みどおり、滞納者の車を差し押さえることが前提である。その内訳であるが、まず、1台当たりの手数料が2万7,000円で3回実施する予定で8万1,000円、それから自動車の保管料が60日分、1日当たり1,800円、合計で20万7,900円である。

○保健医療課長 245ページ、保健衛生総務費の講師謝礼金3万2,000円の内容についてお答えする。令和7年度に、災害時の医療救護活動に関する合同研修会、医師会とか、薬剤師会、もしくは病院、そのような方々の合同研修会を予定しており、その際に講師となる方にお支払いする講師謝礼金である。

○健康支援課長 249ページ、第7節報償費の講師謝礼金18万2,000円についてお答えする。この内容であるが、食育講演会の講師謝礼金が5万円、食育サポーターの研修会の講師謝礼金が3万円、ゲートキーパー研修の講師謝礼金が5万円、それと、快適睡眠講座の謝礼金、これが医師に対するものと運動士に対するもの2つ合わせて5万2,000円、合計して18万2,000円となっている。

続いて、同じページの第12節委託料、自殺対策相談委託料1,650万円についてお答えする。自殺対策相談委託料は、こころの健康相談の業務委託料であり、民間業者に委託しているものである。その内容であるが、悩みとか心配を抱えた市民が臨床心理士とか精神保健士などの専門職が対応する電話相談、ほかにもウェブによる相談、面接による相談、そのようなものに対応する費用となっている。

次に、255ページ、第7節報償費、講師謝礼金10万4,000円についてお答えする。講師謝礼金であるが、健康教育で行っている生活習慣改善講座の講師謝礼金で、医師に対して6万3,200円、健康運動指導士に対して4万800円、合計10万4,000円の謝礼金となっている。

次に、同じく255ページの17節備品購入費について御説明する。健康教育で用いる際に骨密度を測る測定器の購入費が1台分、消費税込みで62万7,000円、それと訪問指導に保健師が向かうが、そのときに使う電動アシスト自転車16万2,800円、合わせ79万円となっている。

○**疾病予防課長** 259ページの急病対策費、備品購入費について御説明する。急病診療所と休日急病等歯科診療所において、古くて修繕が困難な医療器具2機を購入するための予算である。内訳としては、医科で使う高圧蒸気滅菌器168万8,500円、休日歯科で、歯に詰めるプラスチックなどを加工するための機器として重合用光照射器14万8,423円で、183万7,000円と予算計上している。

○**斎場霊園管理課長** 259ページ、第10節需用費、売却品購入費260万7,000円について御説明する。こちらは市民葬における葬儀費用の軽減を図るため、棺、骨つぼ、ドライアイス等の取扱業者から購入して売却するものである。主に棺が88万6,468円、つぼが32万2,784円、ドライアイスが139万7,330円で、トータルが260万7,000円として計上している。

同じく、263ページ、第17節備品購入費、事業用機械器具費について御説明する。こちらは施設管理用の備品であり、充電式のチェーンソー、高圧洗浄機、ブロー一等で、トータルで27万9,224円として予算計上し、予算書については28万円となっている。

○**増田好秀委員** 2点、分からないところを伺う。

157ページの10節需用費のうち消耗品費の保険税賦課徴収事務費の説明で、キングファイルとかを買うとのことであったが、私も不勉強だと思うが、書類を入れる箱を買うとの理解で合っているか。その内容を伺う。

○**国民健康保険課長** 委員のおっしゃるとおりである。

○**増田好秀委員** 最後の再質疑をさせてもらう。259ページ、5目急病対策費17節備品購入費の事業用機械器具費で2つ説明いただいて、2つ目は歯科のものであったが、1つ目のものをもう少し、何に関するものかを伺う。

○**疾病予防課長** 高圧蒸気滅菌器とって、医療用の器具を滅菌する機械である。

○**とくたけ純平委員** 初回総括で合計3項目である。

1つ目が247ページ、保健衛生費第1目保健衛生総務費第18節であるが、公衆浴

場組合補助金と公衆浴場設備改善事業補助金の2点併せて、来年度の予算計上の根拠と、今年度、それに対して、公衆浴場の増減——増えていることはないと思うが、どのように捉えているのかを伺う。

3点目が、253ページ、第3目予防費12節委託料のところ、ヒブ予防接種委託料と4種混合予防接種委託料に関して、今年度と比べて極端に予算計上で減額されている事情があると思うが、そこを伺う。

○保健医療課長 247ページの公衆浴場組合補助金と設備改善事業補助金の内容についてまずお答えする。

まず、浴場組合補助金に関しては、今、公衆浴場組合は市内に6事業所あり、1店休業中なので5事業所が運営中であるが、そちらがつくっている千葉県の公衆浴場衛生同業組合市川支部に補助金を出すものである。内容については、それら組合が行う衛生対策や、利用者促進のための事業、広報活動、今年度はスタンプラリーなど行っているが、そのような事業や、あと風呂の日といったイベントに対する補助を行っている。

公衆浴場設備改善事業補助金は、各銭湯の事業者に対して、銭湯のための設備を例えば取り壊したり設置したり、もしくは修繕したりといったものに対して補助を行う補助金である。銭湯の数に関しては年々減っており、今も1件休業中とのことでなかなか運営が厳しい状況であるため、このような補助金を活用して支援していきたい。

○疾病予防課長 253ページ、委託料について、ヒブワクチンと4種混合の委託料の減についてであるが、令和6年の4月から5種混合予防接種が開始され、そちらにヒブワクチンと4種混合の分が含まれたことから額としては減額になった。

○とくたけ純平委員 もろもろ理解した。公衆浴場についてはいろいろ取組をされていると理解した。災害対策のことを考える際にも、やはりとても重要な場になると思うので、ぜひ苦しんでいる事業者の方に支援していただきたいと申して終わりにする。

○川畑いつこ委員 一問一答で伺う。

247ページ、18節負担金補助及び交付金の中のがん患者QOL向上事業補助金であるが、昨年も伺ったと思うが、これまでどれほどの申請があり、また今回何人を対象に考えてこの数字を出したのか伺う。

○保健医療課長 247ページ、がん患者QOL向上事業補助金のうち、ウィッグ等の補助金についてお答えする。まず、先に今年度の予算の件数であるが、ウィッグが180件、お一人上限3万円、胸部補正具が144件で2万円を予定している。今

年度の12月末現在の実績を申し上げますと、ウィッグが155件で447万1,628円、胸部補正具が99件で167万5,906円、合計248件で614万7,544円となっている。

○加藤武央委員 1問だけ。260ページ、14節工事請負費、斎場整備の件と取り壊しの2つを一緒に確認するが、この予算は去年私どもが議場で採決したと思うが、その後の進捗状況を伺う。

○斎場建設課長 御質疑にお答えする。昨年9月、議会の皆様の御承認をいただき工事着手をして、今設計を先行して進めている段階である。この予算であるが、新設工事費の斎場整備事業新設工事費は、昨年議決された工事費の中に含まれているものである。下の段の既存斎場取りこわし工事費については、昨年議決された予算とは別に、アスベストの調査を今行っている中で、取り壊しの工事で対応しなければならないとのことで、それとは別に今回5,000万円を計上したとの経緯である。

○加藤武央委員 アスベストの件は、私も今初めて聞いたので、これは一生懸命対応していただきたい。

斎場整備の件は、昨年9月から入ったが、私が聞いているところだと、地元の反対がとてもある中でどのような弊害を及ぼすかと思った。実は3月8日に、また地元説明会を行わなければならないとの話もうわさで聞くが、素直に斎場建設まで進められるのか、それとも何か問題を解決しなければならないのか、その確認だけする。

○斎場建設課長 今、委員おっしゃるように、地元の方から様々御意見、御要望等いただいているので、それについては、昨年12月にまず1回、また、今年の1月、これまで2回ほど我々のほうで説明会を行い、御要望を承りながら御意見を伺っているところである。今後、3月に改めて御説明の機会を用意しているので、そこで引き続き真摯に御意見をいただきながら、また、それについて対応をしっかりと、皆さんに御理解いただいた上で進めたいと考えている。

○加藤武央委員 もう何十年もたって新しいものをつくることは素晴らしいことだと思う。とにかく、地元はせつかくこれだけのことをやった、私も支援するので、できるだけ地元の人たちの反対がないように、これからも慎重に進めていただきたい。

○沢田あきひと委員 245ページ、衛生費の8節、会計年度職員の旅費の詳細、内訳を伺う。

あと、12ページ、11番の健康診査受診券の作成委託費の詳細内訳等を、総括から一問一答でお願いします。

○保健医療課長 245ページ、旅費の内容についてお答えする。こちらについては、会計年度任用職員10名分の旅費と、67名の旅費である。

○健康支援課長 12ページ、第3表債務負担行為の11段目の健康診査受診券の作成委託の内訳について御説明する。まず、こちらの受診券は、健康診査とがん検診の受診券の送付となっている。年2回送っており、例年7月と3月の2回に分けて送っていた。このうち3月の部分は、翌年度の受診券を前年度に前倒しして3月に送ることになっていた。こうすると、今年度に送って、翌年度に受診とのことで、送付年と受診年度が1年ずれてしまうことになる。年度が違くと得られる補助金が受けられないことがあったので、年度を統一することによって補助金をもらいたいとのことで、今回、債務負担行為をお認めいただければ、次年度の4月と7月の同じ年に送ることができるので、今回債務負担行為をお願いしているものである。

○沢田あきひと委員 旅費について、12名と67名の旅行とのことで、両方とも会計年度職員でいいのか、具体的に旅費はどのような旅行になるのか。

○保健医療課長 67名の内訳は、フルタイムが10名、パートタイムが57名の67名である。旅費とあるのは、通勤のための交通費が主である。

○沢田あきひと委員 分かった。

2番についても理解した。

○太田丈之委員 253ページ、予防費の12節委託料、予算説明では、带状疱疹ワクチンについては、対象のワクチンが生ワクチンと不活化ワクチンと限定されている。ほかのワクチンについてはどのような感じか。議会でも言っているが、mRNAワクチンに移行するのか、带状疱疹ワクチンも開発が進み、委託料として載っている中でもインフルエンザや、ほかも知らないだけで、結構mRNAワクチンへの移行が今業者のほうでは進んでいると思っている。私もリスクとベネフィットがあるのはもちろん承知している。今ここに載っている带状疱疹ワクチン、生ワクチン、不活化ワクチンはほとんど死亡のリスクはないと認識しているが、mRNAワクチンは過去2年間、3年間で約1,000人の死者が出ている。予算案説明で带状疱疹ワクチンはわざわざ生ワクチン、不活化ワクチンとうたっているが、それ以外のワクチンについてはどのような形になるのか伺う。

○疾病予防課長 ワクチンの種類に関しては、予防接種ごとに国から示されるものと、そうでないものがある。带状疱疹に関しては、国から生ワクチンと、組み換えワクチンとの形で、説明書も含め提示があったのでこちらに載せている。

○太田丈之委員 来年度、令和7年、恐らくコロナワクチン以外でもメッセージ

ヤーが入ってくると思う。そこについては、国よりも、実際に市で起きている状況をしっかり確認していただいた上で、市なりの判断が必要になるケースもあると思うので、その辺を留意していただきたい。そのことを少し申し上げて終わりとする。

○西村 敦委員長 ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村 敦委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

○とくたけ純平委員 議案第60号について、反対の立場で討論を行う。

最初に、第1項社会福祉費である。ゴールドシニア事業（バス・タクシーチケット）交付金が対象となる75歳以上の方々から大きな期待が寄せられる中スタートをしたものと認識している。しかし、来年度予算では今年度当初比で1,400万円以上が削減されるとのことである。理由は、見込んだほどの実績がなかったとのことであるが、一方で、バス10枚、タクシー5枚では1か月ももたない、少ないとの声や、申請できる場所が少ないので諦めたとの市民の制度改善を求める声も少なくない。予算を削るのではなく、必要な市民にはチケットの枚数を増やすことや、たった5つしかない申請窓口を増やし、必要な市民に届くようにするなどの対策が必要であったと考える。スタート時に大々的にアピールをしておきながら、市民の声に向き合って制度の改善をすることをせずに予算を縮小するべきではない。

続いて、はり・きゅう・マッサージ施術扶助費である。今年度、補助額が1回1,000円から800円へと減額されたこともあり、本年度の当初予算では、昨年度比で600万円が既に減額されていた。来年度はさらに160万円の減額が提案されている。理由は、利用される数が減ったとのことであった。昨年2月の定例会中の委員会でも申したが、はり・きゅう・マッサージは医療治療と位置づけられるべきものだと考える。利用者は深刻な体の不調がありながら、何とか毎日を少しでも苦痛なく過ごせればとの切実な思いで施術を受けている。施術費用は5,000円前後が一般的とのこと決して低額とは言えない治療である。一方で、本制度の対象条件の1つが市民税個人非課税であることである。物価高騰などの影響で生活が厳しくなる中、1,000円から800円へと1回の補助額が削られたので今年度の利用が少なくなるのは当然だと思う。しかし、この利用数の減少は、需要が減ったわけではなく、本来必要であるにもかかわらず経済的な事情で受けられる状況ではなくなった方が多いからではないか。本市は健康都市を掲げ、さらには誰一人

取り残さないまちを目指しているはずである。本事業の予算を削減することはその2つの理念に反するのではないか。はり・きゅう・マッサージをリラクゼーションとして位置づけるのではなく、市民の健康を支えるための医療、治療と位置づけ、本来であれば担当部を保健部に移すなどし、予算削減どころか所得制限や年齢制限を緩和して、むしろ予算を拡大し抜本的に立て直すべきものである。

続いて、生活保護について。生活保護は、憲法第25条の生存権に基づく重要な制度である。市民のセーフティーネットとして、本市職員が誇りと責任を持って取り組むべきものである。その核となるケースワーカーが、現在基準から10人以上不足している状況でありながら、予算書を見る限り、必要な数を増員する見込みがうかがえなかった。また、生活保護受給者訪問等自立支援事業は、いわばケースワーカーの外部委託と言えるものであり、この分野でこのまま外部への依存を強めることになってしまえば、市民の安心安全を守るべき基礎自治体としての本市の矜持に関わるのではないか。また、申請の権利を保障するために、周知にもっと予算をつけるべきと考える。

続いて、第2項児童福祉費である。結婚準備・新婚生活住まい応援補助金は1億円を超える予算が計上されている。計上された予算のうち、およそ3分の1、国の地域少子化対策重点推進交付金が充てられることになっている。結婚準備をするカップルに対して、少子化対策として支援をする一面は、女性の出産を行政が後押しをする形になる。それは、あたかも子どもを産むことが社会の役に立つ、貢献をするのだと偏った考えを助長する可能性があり、市民の間に分断をあおることを危惧する。当然ながら、女性が子どもを産むかは自由であり、選ぶ権利は当然一人一人の女性にある。本事業が子どもを産まないことを否定するものではないとおっしゃるかもしれないが、出産する人を行政が後押しする形になってしまえば、社会には女性に出産を求める風潮や偏見が芽生えることが考えられる。本事業は、その意味において危険なものであると私は考える。少子化対策の点でも、そのような社会に子を残したいと思えるのかといえ、むしろ逆の効果を招くのではないか。若いカップルや夫婦の貧困を解消するという取組には賛成するが、あわせて特に生活困窮が厳しいと言われる中高年の独身者、とりわけ厳しいと言われる女性の独身者にも、同時に家賃の補助などをスタートするべきだと思う。

以上、本市が掲げている誰一人取り残さないまちという理念がより具現化する予算を求め、議案第60号に対する反対討論とする。

○ほとだゆうな副委員長 私からは、当初予算について賛成の立場から討論を行

う。

今回、本委員会に付託されている部分に関して、新規事業が大きく2つあると思う。中高生の居場所づくりであったり、結婚準備・新婚生活住まい応援事業であったり、今までスポットの当たりにくい部分に新規事業を立ち上げる点に関して、大変評価できるようなものと思っている。今回は少子化対策としての予算立ての面もあったと思うが、今私の周りの声としては、若い世代は経済的に厳しいといった声があり、行政に興味がない理由として、そのようなところにスポットが当たりにくいことが大きな要因の一つと思っている。今回この事業に関して、若者に市政に興味を持ってもらう、スポットが私たちにも当たっていることについて大きく評価している。税制の恩恵を実際に受けてもらうことで、政治に興味を持ってほしい、市川市が全国に先んじて若者を応援していきたい、市川を選んでほしい、今回そういった看板として立てていけるような新規事業だと思っている。今回、制度設計、他市からの呼び込みについても、せっかくだから市川に住んでみようなど、学生が上京してきてどこに住もうかと思ったときに、市川だったらこんなことができるのではないかなど、可能性を考えられるような事業とも思っている。

今回、私としては、とりわけ新規事業について賛成の立場からの討論とする。ぜひ頑張ってもらいたい。

○西村 敦委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求める。

[賛成者挙手]

○西村 敦委員長 挙手多数。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○西村 敦委員長 議案第61号令和7年度市川市国民健康保険特別会計予算を議題とする。

提案理由の説明を求める。

[国民健康保険課長 説明]

○西村 敦委員長 質疑はないか。

○とくたけ純平委員 初回統括で大きく分けて2点伺う。

1つ目が、470ページ、第1目一般被保険者国民健康保険税の第1節から第6節までであるが、収納率を何%で計算したものか伺う。あわせて、今年度と比べて収

納率は変化しているのかも伺う。

2つ目が、483ページ、歳出になる。第11節の郵便料と、第12節、国保標準システム運用保守委託料、そして第18節、オンライン資格確認等システム運営負担金、郵便料が900万円ほど、次の国保標準システム運用保守委託料が600万円ほど、それぞれ増額されているが、その理由に関して、マイナ保険証に一本化されていることに来年度予算は関係あるものなのか伺う。

以上2つお願いします。

○国民健康保険課長 まず、税の収納率の見込みに関してお答えする。今回、7年度当初予算では、現年度分を92.57%、滞納繰越分を29.50%、合計で79.16%として見込んでいる。ちなみに、令和5年度決算では現年度分が92.03%、滞納繰越分が25.08%、合計で75.14%となっている。

続いて、483ページ、役務費、委託料で、まず郵便料であるが、委員お見込みのとおり、マイナ保険証への移行により資格確認書等の送付物が増加したこと、また、令和6年10月1日に郵便料の値上げがあったことによる増額である。それから、国保標準システム運用保守委託料の増額についてであるが、システムエンジニア及びオペレーター等による人件費高騰に伴う技術料金の改定によるものである。

続いて、国民健康保険システム標準化委託料の減額であるが、当委託業務に関しては令和6年度から令和7年度までの2か年にわたる債務負担行為であり、各年度に実施した業務内容に対して部分払いを行うものであるが、実施する業務内容の割り振りの関係上、前年度当初より減となっている。マイナ保険証とはあまり関係がないと思う。

○とくたけ純平委員 1つ目のところで確認であるが、来年度予算で収納率92.57%で計算されたものだと。そして、令和5年度決算のときの収納率が、92.03%との理解で間違っていないか。

○国民健康保険課長 お見込みのとおりである。

○とくたけ純平委員 理解した。

2点目であるが、課長が説明した国民健康保険システム標準化委託料ではなく、当初の質疑は18節のオンライン資格確認等システム運営負担金のところで質疑をしたつもりであり、こちらに関して改めてお願いしたい。

○国民健康保険課長 18節負担金、オンライン資格確認システム運営費の増額についてお答えする。単価の上昇によるもので、2.94円から5.94円に増額している。

○とくたけ純平委員 理解した。

○西村 敦委員長 ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村 敦委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

○とくたけ純平委員 反対の立場で討論を行う。

今年度、9年ぶりに国保税が値上げされているが、来年度予算も当然ながらそれをベースに計上されている。また、差押えの件数なども年々増加していることを聞いている状況である。以上の点から、現在の国保税の支払いが被保険者に対して大変大きな負担となっていることは明らかであり、条例改正前の税額に戻す必要があると考えている。

以上の点から反対の討論とする。

○西村 敦委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○西村 敦委員長 挙手多数。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○西村 敦委員長 議案第63号令和7年度市川市後期高齢者医療特別会計予算を議題とする。

提案理由の説明を求める。

〔国民健康保険課長 説明〕

○西村 敦委員長 質疑はないか。

○とくたけ純平委員 568ページ、第1款後期高齢者医療保険料第1項後期高齢者医療保険料第2目普通徴収保険料について、1点伺う。

現年度分普通徴収保険料と滞納繰越分普通徴収保険料は収納率をどれほどで計算しているのか、今年度当初予算での収納率の計算と比べて、収納率は変化があるのか伺う。

○国民健康保険課長 収納率に関して若干補足をしたい。後期高齢者医療保険料については、毎年予算要求時に実施主体である千葉県後期高齢者医療広域連合から、県下全市町村に対し翌年度の保険料負担額が提示されており、県下各市町村はその提示額に基づき、特別徴収保険料及び普通徴収保険料に分けて予算を確保しているものである。今年度の収納率について広域連合に確認したところ、収納

率は99.3%と見込んでいるとのことであった。ちなみに、令和6年度はまだ出ていないので、令和5年度決算における本市の収納率は98.7%となっている。

○とくたけ純平委員 理解した。

1点これも確認であるが、99.3%とのことで、これは現年度分の普通徴収保険料でいいか。

○国民健康保険課長 おっしゃるとおり、広域連合が見込んだ数値になる。

○西村 敦委員長 ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村 敦委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

○とくたけ純平委員 反対の立場で討論を行う。

後期高齢者医療保険料の見直しは、県の後期高齢者医療広域連合により2年ごとであり、来年度予算のベースとなる保険料が今年度分と変わらないことは承知しているが、それを払うことに苦勞している被保険者がいることにも向き合わなければならないと思っている。物価高騰が続き実質賃金が上がらない中、来年度はさらに支払いが厳しくなることは十分に想像ができることである。しかし、来年度予算において、これは広域連合からとのことではあるが、99.3%の収納率で予算が組まれているとのことで、令和5年度の実績ベースと比べて収納率を高く計算されている、それだけ支払いを求めていくことになると考えられる。物価高騰や景気が上向くことが予想されている中ならまだしも、現在その兆しが見えない中、滞納者を減らしていくこの予算の計上は、無理をして苦しみながら支払いをする人を増やしてしまう可能性を危惧する。

県の後期高齢者医療広域連合に減免制度などを求めるなどし、困窮する高齢者に寄り添うべきだと申し上げて反対の討論とする。

○西村 敦委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○西村 敦委員長 挙手多数。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○西村 敦委員長 議案第62号令和7年度市川市介護保険特別会計予算を議題とする。

提案理由の説明を求める。

[介護保険課長 説明]

○西村 敦委員長 質疑はないか。

○とくたけ純平委員 項目を1つ、伺う。

518ページ、第1款保険料の中の第2節現年度分普通徴収保険料についてであるが、収納率はどれほどで計算をしているものか、昨年度と比べて違いが出ているか伺う。

○介護保険課長 保険料の現年度分の特別徴収の収納率である。特別徴収として100%を見込んでいる。そのため、前年度との大きな変更等はない。

○とくたけ純平委員 今特別徴収のところでお答えいただいたが、普通徴収についてはいかがか。

○介護保険課長 普通徴収の保険料の収納率は93.6%を見込んでいる。

○とくたけ純平委員 今年度の当初予算と比べて、来年度当初予算の収納率は違うのか伺う。

○介護保険課長 6年度当初は92%の収納率を見込んでいた。

○とくたけ純平委員 滞納率を来年度予算では減らす予算計上になっていると思うが、実際、最新の数字で滞納者数はどれほどいるのか。

○介護保険課長 滞納者数について、令和5年度決算時の数字になるが、1,618人である。

○とくたけ純平委員 減免制度を利用している方もいると思うが、その方々のことは予算の計上の中でどこに計上されているのかと、減免を利用している人数を伺う。

○介護保険課長 減免の予算の積算の仕方について、歳入の第1款介護保険料の中に含まれて計算はしており、まず、令和7年度調定見込額から減免の令和7年度の見込みを差し引き、それに先ほど普通徴収で申し上げた収納率を乗じて、令和7年度当初予算の介護保険料として算出している。

次に、減免の人数であるが、令和7年度当初予算では65人を見込んでいる。

○とくたけ純平委員 減免を利用している方の最新データは分かるか。

○介護保険課長 令和6年度現在、60人が利用している。

○西村 敦委員長 ほか質疑はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村 敦委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

○とくたけ純平委員 議案第62号に反対の立場で討論を行う。

介護保険料の見直しが3年ごとで、来年度予算のベースとなる保険料が変わらないことは承知しているが、令和5年度では1,600人を超える方が対応していることと、今年度のデータによると、減免の利用者は60人にも上っているとのことである。貧困、困窮がじわじわと広がっており、高齢者の貧困も社会問題化していることは御存じかと思うが、今年度あるいは来年度、それが悪化していく可能性も十分に考えなければいけないと思う。しかし、来年度の予算において、本市の予算計上を見ると、今年度比で滞納者を減らすことを想定している予算になっている。行政の努力を示すとのことかもしれないが、支払う市民の立場からすると、無理をして苦しみながら支払わなければならない人が増える——増やすのではないかと危惧する。

以上の点から、議案第62号に反対の討論とする。

○西村 敦委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求める。

[賛成者挙手]

○西村 敦委員長 挙手多数。よって本案は可決すべきものと決した。
次に移る。

○西村 敦委員長 所管事務の調査については、お手元に配付の文書のとおり行いたいと思うが、これに御異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西村 敦委員長 御異議なしと認める。よってお手元に配付の文書のとおり決した。

所管事務の調査については、閉会中も引き続き調査することに御異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西村 敦委員長 御異議なしと認める。よって所管事務の調査については閉会中も引き続き調査することに決した。

また、委員長報告の作成については正副委員長に一任されたいと思うので、御了承願いたい。

○西村 敦委員長 以上で健康福祉委員会を散会する。

午後0時17分散会